

平成28年度

建設工事積算基準

正誤表

第2回

大阪府都市整備部

平成28年度 建設工事積算基準 第2回 正誤表

ページ	現 行	改 正
<p>建設工事積算基準[Ⅲ] 第2編 測量業務 参2-1-1</p>	<p>1-1-1 成果検定の対象 (2) 公共測量 1) 基準点測量関係 ③ 3級基準点測量 下記3項目のうちいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・4級基準点測量の基準となる場合 ・レベル500 地図作成のための標定点測量の基準となる場合 ④ 4級基準点測量 下記2項目のうちいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・レベル500～1000の地図作成のための標定点測量の基準となる場合</p>	<p>1-1-1 成果検定の対象 (2) 公共測量 1) 基準点測量関係 ③ 3級基準点測量 下記3項目のうちいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及び木杭・プラ杭・金属鋸を設置する場合 ・4級基準点測量の基準となる場合 ・レベル500 地図作成のための標定点測量の基準となる場合 ④ 4級基準点測量 下記2項目のうちいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及び木杭・プラ杭・金属鋸を設置する場合 ・レベル500～1000の地図作成のための標定点測量の基準となる場合</p>
<p>適用年月日：平成28年8月1日</p>		